

## 未稼働案件に関する制度改正案についての見解

一般社団法人 太陽光発電協会

FIT 認定された事業用太陽光発電の未稼働案件に関する制度改正案(FIT 法施行規則の一部を改正する省令案)に関しては、11月21日を期限に、意見公募手続き(パブリックコメント)が実施されております。本制度改正案に関し、太陽光発電協会としての見解を以下の通りお知らせいたします。

### 1. 制度改正の目的に賛同

今回示された未稼働案件の制度改正案は、太陽光発電が日本の主力電源となる過程における国民負担の抑制を目的とした制度変更であり、その目的には賛同する。

### 2. 制度改正案が実施された場合に懸念される再生可能エネルギー全体への甚大な影響

しかしながら、本制度改正案が実施されれば、FIT 制度によって一旦は約束された買取価格と買取期間が遡及的に変更されることになり、太陽光発電に係わる事業者、さらには国内外の投資家や金融機関からは、FIT 制度の安定性と信頼性、及び事業予見性が損なわれることになると危惧する声が多くあがっている。

制度改正によって、もし、太陽光発電に関わる事業者の意欲喪失に加え、FIT 制度の安定性と信頼性に基づいて投入されてきた投資家や金融機関からの資金が滞るようなことになれば、国内の再生可能エネルギー全体の普及に甚大な影響を及ぼし、主力電源化の道が閉ざされかねない。

従って、事業者の意欲喪失、並びに国内外の投資家や金融機関からの信頼喪失に決して繋がらないように、本制度改正案に関しては大幅な修正が切に望まれる。

### 3. 善良な事業者への影響と回避すべき訴訟リスク

太陽光発電事業者の中には、本制度改正案の発表後、金融機関からの融資が止まる等の影響で、建設工事を急遽中止した事業者が存在する。

太陽光発電協会は、本制度改正案が実施された場合の影響を把握するために、発電事業者(主として会員企業)を対象に緊急アンケート調査を実施した。

- 29社から回答が得られ、影響を受ける可能性がある案件は113件、設備容量としては合計で310万kWに達することが判明。
- これら113の案件においては、合計で約1680億円が既に投入され、もし稼働出来なくなれば、約1210億円の違約金が追加で発生するとの回答。
- 今回の制度改正が無ければ、これらの案件の殆どは稼働する見込みであるが、制度改正案が実施されれば、その約8割は稼働出来なくなる見通し。
- 今回のアンケート調査に協力頂いた事業者は、本制度改正案によって、2000億円を大きく超える損害を被る可能性がある。

なお、太陽光発電協会が実施した緊急アンケート調査の対象は、太陽光発電全体の未稼働案件約3000万kWからすれば、一部でしかないことに留意する必要がある。

本制度改正案施行の結果、事業者が国を相手に損害賠償を求める訴訟を起こすような事態は何としても回避すべきである。そのためにも、制度改正案の大幅な修正が切望される。

#### 4. 制度改正案の修正要望

太陽光発電協会としては、本制度改正案に関して以下を要望する。

- 1) 系統連系工事着工申し込みの期限については受領日を期限とするのではなく提出日を期限として頂きたい。(理由:送配電事業者に負担がかかり、また送配電事業者の裁量に委ねることになるから。)
- 2) 系統連系工事着工申し込みの提出期限については、2019年1月下旬頃となっているが、少なくとも2020年3月末迄延ばして頂きたい。
- 3) 系統連系工事着工申し込み受領後、送配電事業者が決定するという「連系開始予定日」は、機械的に決めるのではなく、既に合意された連系予定日を基本とすべきであり、もし合意されていない場合は、発電事業者の希望も尊重して決定されるべきである。
- 4) 系統連系工事着工申し込みの提出後において、止むを得ない事情(代表者の死亡、条例・技術基準の変更や住民要望への対応、自然災害、電力会社の都合等)により事業計画の変更が必要となる可能性があることから、調達価格が変更されない事業計画の変更認定、並びに事前・事後変更届による変更、及び発電事業者の責によらない「連系開始予定日」の変更に関しては、系統連系工事着工申し込みの再提出を不要として頂きたい。
- 5) プロジェクトとしての熟度がある程度進み、投資等が行われている案件(実現性の高い案件)については、今回の制度変更の対象から除外して頂きたい。例えば、以下の様な条件を満たしている場合等。
  - ・融資契約が締結されている
  - ・EPC や建設事業者等と建設請負契約等を締結している。
  - ・建設工事を開始している。
  - ・工事負担金の3割以上を送配電事業者を支払っている。
- 6) 環境アセス等のプロセスに時間を要している案件については、今回の制度変更の対象から除外して頂きたい。
- 7) 運転開始期限については、「連系開始予定日」+3カ月として頂きたい。(大型案件の場合、系統連系から運転開始まで試運転期間として3カ月程度要するから)

以上